

平成 30 年 3 月 1 日
大阪府住宅まちづくり部
公 共 建 築 室

入札参加資格登録をされている皆様へ

お知らせ

「平成 30 年度設計業務委託等技術者単価」の適用について

国土交通省より、平成 30 年 3 月 1 日から適用する「平成 30 年度 設計業務委託等技術者単価」が示されました。

住宅まちづくり部公共建築室が発注する測量・建設コンサルタント等委託業務については、予定価格のもととなる委託料の積算にあたって、原則、平成 30 年 3 月 1 日以降に公告する案件（※）から、「平成 30 年度設計業務委託等技術者単価」を適用することとしましたので、お知らせします。

応札価格の決定のための積算に際しては、ご注意下さい。

※平成 30 年 3 月 1 日以降に公告する発注年度が「平成 29 年度」の案件も対象となります。

以上